

習志野市教育委員会会議録
(平成31年第1回定例会)

- | | | | | |
|---|------|---------------|---------|--|
| 1 | 期 日 | 平成31年1月23日(水) | | |
| | | 市庁舎5階委員会室 | | |
| | | 開会時刻 | 午後3時00分 | |
| | | 閉会時刻 | 午後4時35分 | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 | |
| | | 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 | |
| | | 委 員 | 赤 澤 智津子 | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | |
| | | 生涯学習部長 | 斉 藤 勝 雄 | |
| | | 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | |
| | | 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | |
| | | 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | |
| | | 生涯学習部次長 | 岡 村 みゆき | |
| | | 学校教育部副参事 | 小 平 修 | |
| | | 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | |
| | | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | |
| | | 生涯学習部副参事 | 奥 井 良 和 | |
| | | 教育総務課長 | 三 角 寿 人 | |
| | | 指導課長 | 荒 井 英 治 | |
| | | 総合教育センター所長 | 木 下 初 恵 | |
| | | 生涯スポーツ課長 | 柴 野 文 明 | |
| | | 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | |
| | | 菊田公民館長 | 寄 主 義 之 | |
| | | 大久保公民館長 | 長 島 裕 子 | |
| | | 大久保図書館長 | 岡 野 重 吾 | |
| | | 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | |
| | | 学校教育部主幹 | 田 中 憲一郎 | |
| | | 学校教育部主幹 | 小野寺 良 夫 | |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | |
| | | 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | |
| | | 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | |
| | | 学校教育部・生涯学習部主幹 | 早 川 誠 貴 | |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 本 間 千佳子 | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成30年習志野市議会第4回定例会一般質問等について
- (2) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (3) 習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員について
- (4) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

第3 議決事項

- 議案第1号 平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第2号 平成30年度教育費予算案(3月補正<追加分>)について
- 議案第3号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案題4号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例の制定に係る意見聴取について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

- 12月定例会における答弁の追加説明について

5 会議内容

小熊教育長が

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第1項の規定により、教育長が教育委員会の会務を総理することとなっているため、会議の司会進行をすること、併せて、同法第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに、その職務を行う委員をあらかじめ教育長が指名する必要があることから、平成30年12月27日付けで、教育長職務代理者に梓澤委員を指名したことについて、報告

小熊教育長が

平成31年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(3)及び議案第1号ないし議案第4号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第2号ないし第4号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

平成30年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成30年習志野市議会第4回定例会一般質問等について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)は、「平成30年習志野市議会第4回定例会の一般質問等について」である。

一般質問一覧表等のとおり、教育委員会に関する一般質問は13名の議員から21件であった。この他、教育委員会に関わる議案として、エアコン設置に関する補正予算案、習志野文化ホールの使用料改正、スポーツ9施設の指定管理者の指定についてがあった。また、発議案として、公立学校に設置するエアコンのリース方式にも国の財政措置を求める意見書が提案され、全員賛成で可決されている。

教育委員会に関連する一般質問について総括すると、学校教育部に関わる質問としては、通学カバンやランドセル等の軽減対策について、学校施設へのエアコン設置に係るもの、学校施設再生計画に係るものなどについての質問があった。生涯学習部に関わる質問としては、捕虜収容所に係るもの、習志野市史、文化財保護、歴史教育に係るもの、スポーツ推進計画に係るものなどについて質問があった。質疑のあった内容等は、資料1ページから10ページに整理してありである。本日は、通学カバンやランドセル等の軽減対策について及びスポーツ推進計画についてを取り上げて説明する。

通学カバンやランドセル等の軽減対策については、通告番号3番、布施孝一議員及び通告番号11番、荒原ちえみ議員から質問があった。通学カバンやランドセル等の携行品についての質問を受け、文部科学省からの通知がある以前から、小中学校ごとに何を学校に置くことにするかをルール化してきたが、現状を十分に把握し、見直しを含めた適切な対応を学校に依頼している旨、答弁した。この答弁を受け、どのような携行品を学校に置いていってもよいのか、今後、どのような対応をしていくのかなどの再質問があり、記載のとおり答弁している。

次にスポーツ推進計画については、通告番号13番、鮎川由美議員から、本市の現状と目指す将来像について質問があった。「習志野市スポーツ推進計画」は、平成26年度から31年度までの6年間を計画期間とする、スポーツ基本法に位置付けられた地方スポーツ推進計画であること、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」及び「スポーツによるまちの活性化」を目指すべき将来像とし、「する」「みる」「支える」スポーツの推進を、施策の3つの柱として位置付けていること、3つの柱に具体的な活動指標を設けており、本計画に位置付けられた施策や事業を着実に実施していく旨、答弁している。答弁の後、これまでの実績、課題、次期計画の策定について等の再質問があった。

最後になるが、学校施設へのエアコン設置については、習志野市議会第4回定例会での先議を経て、本日、開札が行われている状況である。今週中に契約締結の予定となっており、速やかに行動に移し、6月末までの設置、7月からの稼働を目指していきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

通学カバンの件だが、実際に持ってみたことはあるか、と質問

荒井指導課長

実際に持ったことはないが、中学生についてはどのくらいの重さであるか、ある程度把握している、と回答

古本委員

なぜこのような質問をするかという、来院する子どもたちの通学カバンを持ってみると、とても重いからである。これを毎日持ち歩いているのかと驚くくらいである。少し片手が怪我しているだけでも運べず、保護者が代わりに手伝っている状態であるため、自分たちで持ってみて、非現実的な重さであると認識してほしい。通学カバンが段々と重くなってきているため、なるべく軽減策を考え努力していることはわかるし、それはぜひ進めた方が良いが、一度持ってもらえれば、現実を持ち運んでいる子どもたちの状況がわかり、早く対策を取らなくてはならないことがわかつて思うので、ぜひ機会をつくってほしい、と要望

荒井指導課長

市議会においては、小学校低学年に関して特に意見が集中した。各個人によってカバンの重さが違うため、平均的な重さを他市では調査し始めている。目安の重さはわかっているが、実際に持ったことがあると言われると、持ったことはない。今の御指摘を受け、実際に持ってみようと思った、と回答

古本委員

当然のことだが、中学生のカバンも相当重いのでぜひ持ってみて、何か軽減策を考えてほしい、と要望

荒井指導課長

中学生のカバンに関しては実際に持ったことがあるため、重いということを承知している。また、中学校はかなり前の段階から、生徒や保護者から要望があったため、様々な対策をし、学校によって異なるが15冊～20冊ほどの教科書を学校に置いていって良いこととした、と回答

古本委員

ぜひ対策をよろしくお願ひしたい、と要望

梓澤委員

鮎川議員が質問しているスポーツ推進計画について、質問する。地元住民の視点から確認したいと思うが、資料7ページに「スポーツ施設の老朽化対策が急務である」とあるが、施設ごとに建替えを要するなどの検討はされているのか、と質問

柴野生涯スポーツ課長

生涯学習施設改修整備計画あるいは公共施設再生計画の中で位置付けている。例えば、袖ヶ浦体育館は老朽化が目立つ建物だと思うが、公共施設再生計画の第3期目である2026年度以降の期間において、建替えを含めて検討していくことを現行の計画の中で決めている、と回答

梓澤委員

次期計画の中で、建替えについて位置付けるということで良いか、と質問

柴野生涯スポーツ課長

公共施設再生計画においては、第1期目は現行の期間であるため着実に実施している。第3期目の期間については、その時期になってから検討していくことになるため、その時点における周辺の環境等を含めて行っていく。一方、袖ヶ浦体育館は昭和47年に建築されてから、かなりの年数が経っており老朽化しているため、建物としての寿命も10年後、15年後には到来するため、早急に建替えをしなくてはならないと思っている、と回答

梓澤委員

建替えに要する費用については、まだ試算されていないという状況で良いか、と質問

柴野生涯スポーツ課長

具体的な金額については、これからである、と回答

梓澤委員

袖ヶ浦体育館と運動公園については、新たな機能を追加しようという考えはあるのか。検討段階であるかと思うが、例えば、広いので陸上競技場の設置やトラックの整備、体育館のエアコン設置などはいかがか、と質問

柴野生涯スポーツ課長

袖ヶ浦体育館の建替えに合わせて、生涯スポーツ課としては袖ヶ浦スポーツゾーン構想というものを持っている。施設の配置等を効率化していく中で、新たな機能をどれだけ盛り込めるか考えていきたい、と回答

古本委員

今の話に関連するが、私は10年間、習志野市スポーツ推進審議会委員をやっていた。委員全員で、スポーツ施設の建替えや弓道場の設置などについて真面目に考えたが、予算が付かなかった。また、東日本大震災があり耐震工事にお金が必要になったため、一時は弓道場の場所が決まって予算も付き、設計段階までいったが、不幸な出来事により、一度作った計画が破たんしている状態である。状況によって変わるかと思うが、震災から立ち直って、また予算が付くよう考えながら作っていければ良いと思う。陸上競技場に関しては、あの決められた大きさが入る場所がどうしても見つからない。体育館を作り変える時にも話に挙がったが、なかなか進まない。当然、状況は少しずつ変わっていくので、考えてまた作っていければと思う、と要望

柴野生涯スポーツ課長

弓道場については、古本委員の言うとおり平成22年度に実施設計を行い、平成23年度に予算を執行していく直前に東日本大震災があったため、その予算については震災の復旧・復興に振り向けるということで頓挫した経過がある。この実現に向けては、その後に作られた公共施設再生計画の中で、新たなスポーツ施設を作ることはなかなか難しいというところがあるため、袖ヶ浦スポーツゾーン構想を実現する中で、スペースの効率化を行い弓道場のスペースを見つけていきたいと考えている。一方の陸上競技場については、かなり大きな面積を要する施設である。現状では、陸上競技協会における市民総合体育大会などが船橋市夏見台にある陸上競技場を

借りて実施している。今後の見通しとしても、このように他市の陸上競技場を利用していく方法しかないのではないかと考えている、と回答

赤澤委員

通学カバンの件について、資料を見ると、文部科学省の通知を受ける以前から既にルール化しているとあるが、荷物が重くなってしまうということはおそらく、必要があって荷物を持ち帰るようになってきていると思うので、減らすように通知をしてすぐに減るものなのか、少し疑問である。それに対して、具体的にどのような対応をするのか。対応するのは校長になると思うが、実際に対応できるのか。また、結果が出るのが大事である。通学する小中学生の負担が軽減する結果がどのような形で確認できるのか、と質問

荒井指導課長

まず1点目の「対応できるのか」という質問であるが、中学校に関しては既に置いていって良いものについて対応している。なぜ重くなったかについては、例えば中学校理科の教科書は、今まで上下巻で分かれていた薄い教科書が、中学1年生から3年生までということで冊子そのものが重くなったりカラー刷りの写真が多くなってきたりしてきたという理由がある。御指摘のように、軽くしてほしいと言ってすぐ対応できるのかということについては、中学校に関しては対応ができていたので、調査の結果、そのまま現状維持とする。小学校に関しては、やはりまだ十分な対応ができていないという報告が各学校から上がっているため、これについては各学校において対応していくことを現在確認している。2点目の「結果はどのような形で確認するか」であるが、実際に軽くなる限りは対応が不十分であると思う。先ほども説明したが、特に低学年の子どもたちの荷物が重いという指摘があったため、その点に関して小学校校長に依頼している。まだ結果は出ていない、と回答

赤澤委員

軽くなったかどうかについては、また改めて報告してほしい、と要望

古本委員

中学生については対応を変えないということか、と質問

荒井指導課長

基本的に対応ができていないため、各学校は対応を今のところ考えていないと聞いている、と回答

古本委員

先ほど対策を練ると言っていたがいかがか、と質問

荒井指導課長

各学校において適切な対応ができていないか調査した結果、中学校に関しては置いていって良いものを十分に用意してきたが、置いていって良いものを置く場所がないという問題が出てきた。現在のところ、中学校では各学校が現状どおりの対応をしていく、と回答

古本委員

先ほど改善すると言ったことと矛盾するがいかがか、と質問

荒井指導課長

改善しているのは小学校についてである。小学校について改善していくというつもりで発言した、と回答

古本委員

これは、あまり流して良い問題ではないと思う。改善すると言ったなら改善しなくてはならないし、無理なら無理と言ってもらいたい。そうでないと、流れて終わってしまう。「実際問題、中学生の荷物が重いと思うが、それについてどうなのか」という質問をし、「カバンを持ったことはないが現実的には重いと思うため、できるだけ改善したいと思う」という話であったが、今の発言では「改善をしない」ということである。これはおかしいのではないか、と質問

荒井指導課長

今までも改善をしている状況であり、自分が中学生のカバンを持ったことも随分前の話であったので、過去の話をした部分があった。現在は、各学校において適切な対応をしていく学校もあるし、中学校でも改善を図っていかなければならないというところは若干あるという状態である。そのため、御指摘のように、全くこの件に関して対応しないというわけではなく、各学校において荷物を置いていく場所の問題等があるため、教育委員会として「必ずこのような対応をするように」というものではなく、各学校の実態に応じて対応していく、と回答

古本委員

改善しないというわけではなく、改善するように努力を続けていくということで良いか、と質問

荒井指導課長

そのとおりである、と回答

小熊教育長

この問題に関して、我々は教育課程検討委員会や毎月行われている校長会議後の場で情報交換等ができる。改めて、今の御指摘の部分については、きちんと話題にして指導課長から説明があったとおり確認し、進めて行きたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(2)については、「習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」で、既に改正しており、その報告をするものである。

本市では、平成31年1月1日より、文書の收受から廃棄までを電子的に管理し、公印の申請から承認までを行う「文書管理システム」を導入している。このことに伴い、同システムでの事務

処理及び電子文書の取扱いを規定した「習志野市文書管理規程及び習志野市公印及び電子署名規程の一部を改正する訓令」が平成30年12月20日付けで市長事務部局において施行されている。この内容を踏まえ、同年12月28日付けで、「習志野市教育委員会文書管理規程」を一部改正したものである。なお、施行日は平成31年1月1日としている。

資料は、1ページから8ページが改正文、9ページ以降が新旧対照表となっている。改正箇所が多くあるので、改正の主旨を説明する。

資料の10ページには、電子文書、文書管理システムについて、新たに定めている。このうえで、電子文書の取扱いについて規定するとともに、これまで紙での処理が原則だった收受、起案、決裁等の一連の文書事務について、文書管理システムで行い、電子的に管理することを規定している。ただし、小中高等学校及び一部の教育機関においては、文書管理システムを運用できる環境が整っていないことから、同システムでの事務処理及び電子文書の取扱いを原則としながら、従来の紙での取扱いを可能とする内容となっている。

以上が今回の一部改正の主旨となるが、文書等の保存、廃棄については今回の内容に加え、今後、市の規程の改正が予定されている。市の規程が改正されたら、その内容を踏まえ、教育委員会の規程についても改正を行い、教育委員会会議の場においても改めて報告する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(4) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について（社会教育課）

岡村生涯学習部次長

報告事項(4)「生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について」、報告する。

なお、「平成29年度実績における指定管理者モニタリング評価」については、「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び指定管理期間中の適正な管理を確保するため、同指定管理者の実施に関する指針に基づき、生涯学習部内に設置された指定管理者制度検討委員会でモニタリング評価を行った。結果については、所定の手続きを経て、指定管理者にフィードバックを行った上で、既にホームページに公開している。また、1月21日に開催した習志野市社会教育委員会会議においても同様に報告した。

資料1ページ目は、習志野市文化ホールの指定管理者実績評価表である。工事のため、1年間の休館をしていたが、本年1月4日から開館した。指定管理者は公益財団法人習志野文化ホール、指定期間は平成27年4月1日から2020年3月31日までの5年間となる。なお、平成29年度の実績に基づく評価については、特記事項に記載のとおり昭和53年に開館しているが、開館当時から文化ホールを管理・運営してきた実績もあり、施設の管理・運営についてはおおむね良好であるということで、総合評価は要求水準と同等のA評価となる。評価項目、評価観点等は記載のとおりである。

続いて、資料4ページ目である。習志野市新習志野公民館の指定管理者は、株式会社オーエンスである。指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間である。特記事項としては、記載のとおり「1. 地域に根差した施設への取り組み」、「2. 広報活動」、「3. 活動支援」、「4. 当該指定管理者が他で指定管理する施設との協力体制」、以上4項目を総合的に評価した結果、A評価となり要求水準と同等となった。

続いて、資料6ページ目である。習志野市立東習志野図書館・新習志野図書館・藤崎図書館・谷津図書館の4館を、株式会社図書館流通センターが指定管理を行っている。指定期間は、平成29年4月1日から2022年3月31日までの5年間である。特記事項に記載のとおり、各図書館とも特性を生かしながら、利用しやすく親しまれる図書館運営に努めており、人材育成や自主事業に力を入れた取組を行っている。また、学校や地域との連携も積極的に行っている。その結果、総合評価としては、要求水準と同等のA評価となっている。

続いて、資料9ページ目はスポーツ10施設である。記載の袖ヶ浦体育館ほか、9施設の指定管理を行っているのは、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会である。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間である。特記事項に記載のとおり、施設の管理運営について、各職員が均等にサービスを提供できるよう、組織として意欲的に取り組んでおり、安全で快適なスポーツ施設の運営となっている。また、経費節減の意識が高く、コスト削減に努めている。なお、東部体育館の改修工事に伴う長期休業期間の影響もあったが、施設管理、安全対策、サービスの向上、経費削減等において、おおむね良好な経営がなされていると判断した。総合評価は、要求水準と同等のA評価である。

以上、報告とする、と概要を説明

赤澤委員

要求水準に関して聞きたい。個々の項目に対しての要求水準の具体的な内容は、どこかに記載されているのか。例えば、「適切に管理されている」ということが、どのようになっているとA評価で、どのようになっているとB評価という基準は、項目が多岐に渡っているため、どのように設定しているのかが気になった。もう1点は、習志野市スポーツ振興協会に対して、収支の項目にB評価が見られるが、B評価の項目は要求水準を下回っているということかと思う。その場合は、どのような対応をするのか、と質問

岡村生涯学習部次長

要求水準のA評価等については、実績評価表の一番下に、それぞれの項目における要求水準とその評価の説明があり、A評価は「要求水準と同等のもの」、A+評価は「要求水準を上回るもの」というように記載している。スポーツ10施設については、その中で「要求水準だが一部課題がある」ということで、先ほど説明した東部体育館の改修工事等により、多少、収支に赤字が出てしまったため、指定管理者から要求水準についてはC評価とする申し出があった、と回答

赤澤委員

それはわかるが、例えば延べ人数がA評価の時、延べ人数は何人なのかということはどこかに表記されているのか。つまり、どこまで緻密なものなのかということを知りたい。例えば、備品が適切に管理されているかということを知りたい。適切かどうかを、どのようにして4段階で評価しているのかが細かく決まっているのであれば、それぞれに関してどのような評価項目の作り方をしているのかが聞きたい、と質問

岡村生涯学習部次長

本日提示した資料は、ホームページに公表しているものをまとめたものである。これについては、施設ごとに要求水準がA評価あるいはB評価になるという水準のものが、施設の内容によって項目の観点が多少変わっている。細かいものはあるが、後ほど提示した方が良いか、と発言

赤澤委員

そこまでしてもらわなくても良い。つまり、客観的な評価ができるようなかたちの評価項目になっているかということを知りたい。どこか見ればわかるということであれば、ホームページ等を教えてほしい、と要望

柴野生涯スポーツ課長

2点答えたいと思う。評価基準については、まず、要求水準と同等になるかどうか、A評価になるかどうかに関しては、指定管理者を公募する時に「このような管理を基準にしてほしい」と提示したものとほぼ同等であると認めた場合はA評価としており、数字で「ここからここまでの範囲はA評価である」と明確な基準をそれぞれの項目で持っているわけではない。一方で、「経営的に安定しているか否か」など、数字で出せる部分もあるので、そこに関しては数字で範囲を決め、さらに良ければA+評価に、満たなければB評価にするというような、項目ごとに明確になる部分と印象を含めて評価せざるを得ない部分があることを理解していただきたい。最後に、スポーツ10施設のB評価については、当初、指定管理者とのやり取りの中で、当該年度における自己評価ということで、まず、この評価表を自分たちで埋めて出してもらった。その後、運営状況などの資料等と所管課での精査をしながら面接を実施する。その中で、スポーツ振興協会では、当初この項目を2つとも「要求水準には至らない」というC評価としていた。つまり、当該年度については指定管理業務だけを切り出すと赤字だったため、C評価をつけたとのことであった。赤字に至った要因は、スポーツ10施設のうち、非常に大きな施設である東部体育館が11か月間休館していたが、休館するにあたって当該年度の指定管理料を設定する際に、利用料金は減るが運営費も減るということで、指定管理料を約2千万円減額して年度協定書を締結した。減額幅については、指定管理者と具体的な協議をした上で合意し、年度協定書を取り交わした。結果として、人件費を削減することがなかなか難しいことがあり、単年度では約200万円の赤字になってしまった。そのため、C評価を指定管理者は出してきた。しかし、行政側で必要となる工事であるため休館したことから、指定管理者に責務を負わすことはやりすぎであると考え、「要求水準ではあるものの、課題がある」B評価とした。スポーツ振興協会については、トータルでA評価よりA+評価の方が個数は多いが、B評価もあるので総合評価はAとした、と回答

岡村生涯学習部次長

補足説明すると、図書館で言うと資料6ページ目にある「I 市民の平等な利用の確保」の中の項目「1 施設の設置目的・『公の施設』としての基本方針の確立及び施設目的の達成度」について、評価基準「1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。」という中で、指定管理者の自己評価と指定管理者制度検討委員会での評価ということになるが、指定管理者は、自己評価として3月末に4館のスタッフを全員集め、キックオフミーティングを開催して各館の年度方針を説明する。また、その後、毎月の図書館整理日に議会等の報告や館長に対して市の方向性について説明を行っている。それに対して、市としても、本市図書館の設置目的を理解しており基本協定書に基づいた運営を着実にやっているという判断をした上で、A評価とした。評価基準を全て数値で表せるものだけではないが、そのような指定管理者の自己評価と各所管課・担当で聞き取った内容を含めて指定管理者制度検討委員会の中で指定管理者として要求水準に準じて指定管理を行っているかということを総合的に評価したものが、本日の報告である、と回答

古本委員

今の説明に含まれていたかと思うが、評価は第三者評価なのか、自己評価なのか、それとも行政の担当者の評価なのか、と質問

岡村生涯学習部次長

まずは、その評価項目に対して指定管理者が自己評価をする。その自己評価に基づき、各所管でその内容を聞きとったり現地で説明を受けたりしながら、聞き取った最終的な評価概要をまとめ、生涯学習部内にある指定管理者制度検討委員会に諮った中で、最終的な総合評価として、今回示している評価表を作成した、と回答

古本委員

第三者の評価と理解して良いのか、と質問

岡村生涯学習部次長

教育委員会の生涯学習部所管課、あるいは指定管理者制度検討委員会であるため、第三者評価までには至らないと思う、と回答

古本委員

なかなか評価は難しいと思うが、できるだけ客観的な評価にしてほしい。自己評価は参考意見程度にしても良いのではないかと思う。多分、指定管理者は要求水準に沿って運営していると思うが、例えば今のB評価になったものに関しても、もし第三者の評価であれば、延べ人数等も入っているし、たまたま行政の都合で11か月間使えず、お金が出せなかっただけであれば、B、C評価ではなく、A、B評価になるのではないかと思った。完全な第三者評価は難しいと思うが、客観的な評価をするよう心掛けてほしい、と要望

岡村生涯学習部次長

施設の利用実績や貸し出し件数などについては、数字があるため、実際の数字と併せた評価となっている。それ以外の部分で、全ての施設において評価が正しく行われるよう、取り組んで行きたいと考えている、と回答

古本委員

先ほど、赤澤委員が質問した「備品が適切に管理されているかについて、どのように評価しているのか」という件も、第三者もしくは行政職員が目視して管理しているのならば、それで済む話だと思うので、よろしくお願ひしたい、と要望

赤澤委員

評価の手順について、資料に書いておくと良いのではないかと思う。最終的に評価した責任者がわかる方が良いと思う、と発言

岡村生涯学習部次長

先ほど説明した、指定管理者制度検討委員会の委員長は私が担っており、委員会内で決定した後には部長まで決裁をもらい、最終の評価結果を公表している。それに基づく様々な手続きについては、条例・規則・指針等に記載している。また、それについては次回から資料の中でわかるように説明する、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成31年2月13日(水)午後1時30分に決定された

その他 12月定例会における答弁の追加説明について

(教育総務課)

三角教育総務課長

前回の教育委員会会議で、平成30年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計について報告した際に、特別支援学級について人数が減っているという質問を受けたが、明確な回答をしていなかったため、その後に調べた結果を報告する。

これについては現在、言語の指導を特別支援学級で行っているが、次年度以降は通級指導教室という形になるため、現在の児童・生徒数を通常学級の人数としてカウントすることとなる。特別支援学級から通常学級にカウントが移ったということで、数にすると50名ほどが通常学級の児童・生徒となる。そのため、特別支援学級としての人数が大きく減っているように見える、と説明

＜報告事項(3)及び議案第1号ないし議案第4号については非公開。

ただし、議案第2号ないし議案第4号については、平成31年2月19日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(3) 習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員について

(指導課)

荒井指導課長

習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員について、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

議案第1号 平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について(教育総務課)

三角教育総務課長

平成30年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第1号は原案どおり可決された。

議案第2号 平成30年度教育費予算案(3月補正<追加分>)について

(教育総務課)

三角教育総務課長

議案第2号「平成30年度教育費予算案(3月補正<追加分>)について」、説明する。今回提案する議案は、平成30年度3月補正予算として、教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。資料について、概要を説明する。

(1)歳出概要及び財源内訳については、1番「小学校大規模改造事業」は、申入れ額4億9千68万2千円で、国の第二次補正予算により、東習志野小学校、藤崎小学校、向山小学校、谷津南小学校の大規模改修工事について、国庫補助金の追加交付が見込まれるため、平成31年(2019)年度当初予算から前倒し、工事監理業務委託料及び工事請負費について、増額補正をするものである。財源については、国庫支出金が8千717万円、地方債が4億270万円となっている。また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、(2)繰越明許費に記載のとおり、同額の繰越明許費を設定するものである。

2番「中学校大規模改造事業」は、申入れ額7千519万円で、小学校と同様に、国の第二次補正予算により、第六中学校の大規模改修工事について、平成31年(2019)年度当初予算から前倒し、工事請負費について、増額補正をするものである。また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、(2)繰越明許費に記載のとおり、同額の繰越明許費を設定するものである。財源については、国庫支出金が1千412万円、地方債が6千90万円となっている。

以上が、3月補正分として、追加で市長に申入れるものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第3号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (学校教育課)

田中学校教育部主幹

議案第3号は、学校給食センターの建替えにより、位置の変更に伴い、条例の改正をするものである。

新旧対照表を見ていただきたい。学校給食センターの位置を、現在の「津田沼3丁目14番16号」から「芝園2丁目5番2号」に変更することが、改正する部分である。

なお、施行日については、平成31年4月1日とする。

また、教育委員会会議での可決後、平成31年習志野市議会第1回定例会に議案として提出する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第4号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例の制定に係る意見聴取について (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第4号については、3月に開催される平成31年習志野市議会第1回定例会に提出する「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例」の制定に対して、教育委員会に意見を求めるものである。

現在、本市では、持続可能な文教住宅都市の実現を基本理念とし、生涯学習の拠点機能を拡充し地域の活性化を図るため、大久保地区公共施設再生事業を進めている。この新たな施設については、11月に開設を目指して現在工事を進めている。現在、施設の設置及び管理に関する条例について、市長事務部局である資産管理課を中心に策定を進めている。市議会に上程するにあたり、教育委員の皆様から条例の内容について意見をいただきたいというものである。資料を用いながら、条例の中身等を踏まえて説明する。

改めて、大久保地区公共施設再生事業の状況、スケジュールについてである。現在、工事を進めており、本年8月に各施設の工事が完了する。その後、引越しと準備作業を行い、11月から第1期目のオープンとなる。その後、来年7月にリノベーションしている図書館が完成し、第2期目のオープンというスケジュールで現在進んでいる。

施設の配置状況であるが、中央公園を中心とした地図で説明すると、北館は新築で中央図書館・中央公民館を建設している。同じく、現在の大久保図書館はリノベーションし、新たな図書館となる。続いて、大久保公民館・市民会館の所在する場所に、民間付帯施設としてカフェと賃貸住宅を建設する。現在、勤労会館がある場所には、体育館やテニスコートを含んだ南館を建設している。また、現在の多目的広場の隣に立体駐車場を新たに建設する。

北館は主に公民館となるが、2階右手にホールを配置し、左手には総合受付カウンターが配置される予定である。また、その裏手が事務所となる。1階は、集会室や音楽室、研修室など主に公民館の諸室を配置する。3階は、左手が図書館となり、児童図書やAVコーナーなど閲覧できる場所、右手はホールの2階部分となるが、工房、調理室、会議室という公民館の諸室を配置する。4階は、全て図書館となり一般図書を置く。南館は建物外にテニスコートがあり、1階に調理室、あづまこども会館の代替えとなる機能を持つこどもスペース、多目的コーナーを配置する予定である。2階については体育館、公民館諸室の一つとなる多目的室を配置する予定である。

このような施設配置と様々な施設機能を持つ本施設に関して、今回設置及び管理に関する条例を制定する。本条例の特徴的な主な部分について、抜粋して説明する。

本条例の内容の1つ目としては、第2条、第3条において公民館や図書館、スポーツ施設などの複数の施設を1つの条例にまとめたものになる。これは、生涯学習の推進と地域の活性を図るために、公民館・図書館、ホールなど複数の施設を「生涯学習複合施設」として総合的に運営していくために位置付けたものである。そして、各事業を連携して実施していくために、一つの条例にまとめた。

続いて、第2条においては、現在の大久保公民館、大久保図書館について、中央公民館、中央図書館というかたちに名称・位置付けを変更する。これは、さらなる生涯学習の推進を図るために中央公民館・図書館を位置付け、市内の各公民館・図書館の全体調整、また、事業運営の指導・助言を行っていくということを考えている。

第4条については、それぞれの施設の開館日や開館時間を規定している。これについては、幅広く利用者のニーズに応えられるよう、各施設の開館日や開館時間を拡大している。北館においては、中央公民館、市民ホール、中央図書館であるが、今まで公民館は月曜日を休館としていた。しかし、年末年始以外は開館しようとするものである。南館の中央公民館、体育館についても、基本的に年末年始以外は開館するものである。開館時間については、原則、午前9時

から午後9時までであるが、利用の予約等があれば、午前7時から9時、午後9時から10時についても開館する。図書館については、これまで午前9時から午後5時であったが、午後8時まで開館することで利用の幅を拡大している。

第5条、第6条においては、使用許可等の規定である。全ての施設は教育委員会で許可し、担当することとした。複数の施設を「生涯学習複合施設」として総合的に運営していくために、担当する部署を生涯学習部に一本化したものである。

続いて第7条は、各施設の使用料について規定している。これについては、表のとおり、ホールから備品について、各施設等の使用料を定めている。基本的には「習志野市使用料、手数料等の単価積算基準」の各施設に関わる維持管理経費、建設コスト等を基準に、各施設の使用料を積算した。大久保地区公共施設再生事業の新たな施設についても、積算基準に基づき、まずは各施設・各設備の使用料を算定している。その結果、ホール、公民館、体育館、テニスコート、パークゴルフ場については、積算基準による積算をしたところ、現在の使用料よりも2倍以上の金額になる施設が出てきた。利用者の負担緩和という観点で、いきなり使用料を2倍に上げるのではなく、現行料金の1.5倍までに抑えるという積算基準があるため、ホール、公民館、体育館、テニスコート、パークゴルフ場といった大久保地区公共施設再生事業に係る施設は、現行料金のそれぞれ1.5倍の料金と定めた。公園、出会いの広場については、習志野市都市公園設置及び管理に関する条例で定める料金を負担してもらう。その他、新たに拡大するものである駐車場、サークル備品庫、コインロッカー、備品等があるが、駐車場については周辺料金を基に施設の利用形態を勘案して算定した。また、サークル備品庫は、各サークルが活動を実施する際に預かっている備品等をここに預けるようになるが、整備に要する費用を基に算定している。コインロッカーについては、周辺料金を基に算定している。備品については、今後更新するため、必要な費用を基に算定した。

具体的な料金であるが、ホールについては、現在1コマ4時間あたり1万5千660円であるものが、2万3千920円になる。公民館については、現在1㎡1時間あたりの単価になるが、2.78円であるものが4.24円という1.5倍の料金になる。これについては、多くの公民館には50㎡の部屋があり、午前9時から12時までの3時間の利用が390円であったが、今後大久保地区の施設については630円となる。240円ほど高いが、新たな施設ということもあり、料金を設定した。体育館については、現在、勤労会館の体育館の利用料金が1千880円であるが、1.5倍の2千870円、テニスコートについては、現在1千180円から1面2時間あたり1千150円となっている。パークゴルフ場については、現在150円であるが、1回あたり220円とする。駐車場についてはサークルの方々は主に2時間利用するので、2時間30分までは100円、1時間までの利用は無料とした。サークル備品庫については、1か月あたり890円、コインロッカーは北館ホールを300円、南館は主にスポーツ関係で着替え等のために使用するため無料とした。備品については、50円から1万円の範囲内で、それぞれ更新費用に応じて料金を設定した。

最後に第8条であるが、本施設は指定管理者による管理を計画している。公民館の講座や生涯学習に関する相談業務、図書館の図書を選書、レファレンスなど教育に関する業務を除き、指定管理者制度を導入し、教育委員会と民間事業者が連携しながら一体的・効率的に運営を行うとしている。資料にある図のとおり、一番上に教育委員会、下に今回の事業を受けている「習志野大久保未来プロジェクト(株式会社)」があり、ここで統括マネージャーを置きながら、各運営業務・維持管理業務について、各社がそれぞれ公民館・図書館、体育館、公園を管理していく。

市・教育委員会と民間事業者との業務の具体的な違いとしては、教育委員会では先ほど説明したとおり、公民館・図書館は教育の基本となる部分について行う。民間事業者においては、例

例えば図書の貸出や予約、公民館諸室の貸出業務などを実施してもらう。ホール、中央公園、野球場やパークゴルフ場などのスポーツ施設については、基本的に全て民間事業者で行う流れである。使用料金等については、全て民間事業者が事業を運営していくにあたっての収入となっていく計画である。

以上が条例の主な特徴である。本内容については、先日18日に行われた、公民館長の諮問機関である習志野市公民館運営審議会、21日に行われた習志野市社会教育委員会議でも内容を説明し、それぞれから意見をいただいた。主な意見としては、運営面のことについて多くあった。例えば、駐車場の利用形態やサークル備品庫の利用の仕方、施設予約がパソコンになることから、不慣れな方へのサポートについて等の意見があった。市民の期待に応えられるようしっかりと説明しながら本事業を進めるとともに、事業の運営にあたっても期待に応えられるようにしてほしいという要望があった、と概要を説明

赤澤委員

利用料金の件について質問する。市の試算では現行の料金の2倍以上の使用料にしなくてはならないところを1.5倍に抑えたとのことだが、不足分はどのようなかたちで補填されるのか、と質問

藤原生涯学習部主幹

この事業形態では事業者の維持管理の収入部分については、市民の税金から「サービス対価」という指定管理料を支払う。それに各施設の諸室等の利用者からの使用料金を加えて、維持管理運営をしてもらう。今回、事業者を公募するにあたって、このような維持管理運営になることと併せて、使用料金については、本市の規定に料金改定の上限は1.5倍までと設けてあることを示した中で、事業者の方がサービス対価を含めて鑑みて応募したという経過があるため、1.5倍ということについては、事業者側も了解の上の事業形態と理解している、と回答

赤澤委員

そうすると、市の試算がどのくらい緻密なものであるかという話になると思う。十分なサービス提供が受けられるということ考えた上で、現行の2倍以上の料金設定が妥当であると判断し、試算したと思うが、それ以下の料金で運営することを事業者が引き受けるということは、何かの水準を下げているということになるのではないかと思うがいかがか、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

今、料金の説明をしたが改めて説明すると、この公民館の維持管理費用については、全てを利用者が利用料金で負担する独立採算制ではなく、利用者の負担を軽減し、全体の費用から利用料金では賄いきれない部分については、税金で負担していくというルールで運営していく。今回、事業計画を作る上で、公民館に限らず図書館や体育館等、全てのエリアの維持管理費用として年間1億4千万円程度市が支出することを民間事業者に提示した中で、民間事業者が得られる料金を積み上げて、事業を行ってもらうというものである。元々、税金で支払う部分であった約1億4千万円に加えて、民間事業者が利用料金を得てもらい、市の求める要求水準をしっかりとクリアした上で運営してもらうという仕組みでやってきた。市が求めた水準を下げることなく運営できることで、この料金を設定した、と回答

赤澤委員

元々の、使用料金を2倍以上にしないと賄えないと積算した計算は、成り立つのか。それならば、そもそも1.5倍で収まるようになっている話になっているのではないかと質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

元々、不足する分は税金で負担するというところを行ってきたが、今回は市が事業内容を決めたのではなく、市が最低限の基準を定め、民間の提案・ノウハウを受けた中で事業を固めていったため、事業を固める中で料金設定については事業者と協議した。公民館は平成16年度までは無料であり、平成17年度から有料化したが、これまではなるべく低廉な金額で広く市民に使用してもらいたいという方針でやってきた。この方針との兼ね合いについても協議しながら現行の1.5倍の料金を設定し、市が求めるサービスはしっかり市民に提供できると判断し、このようなかたちになっている、と回答

古本委員

今の話であるが、現実的に運営するには2倍の料金でなくてはならないが、1.5倍以上の料金を新規に増やすことは利用者に申し訳ないため、残りは市から少し補填すると理解していたが、このような理解で良いか。結局、民間事業者がもらう額は変わるわけではないためサービスの質も変わらず、利用者に2倍以上の額を負担させることは高すぎるため、その分を市の方で補填し、料金を安くするというのか、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

委員のお見込みのとおり、民間事業者が利用料金で賄えない分は、市が税金で負担する事業形態である、と回答

梓澤委員

条例の第2条で、今回、大久保公民館が中央公民館に、大久保図書館が中央図書館に変更となるが、名称だけが変更となるのか。それとも事業内容や役割も変更されるのか、と質問

藤原生涯学習部主幹

大久保公民館を中央公民館に、大久保図書館を中央図書館に変更する件については、屋敷公民館を機能停止し、大久保地区に機能集約するということもあり、今後、本市の公民館の運営が、これまでとは変わってくる時代になる。その中で、新たに大久保地区に設置する公民館については、各館の全体調整や事業の運営にあたっての指導・助言を行っていくこと、また、地域に特徴的な事業を行っていくことなども、今後生涯学習を推進するにあたって必要なことであるため、名称のみならず役割についても変えていきたいと考えている。これについては、公民館長の諮問機関である公民館運営審議会に諮り、「中央公民館として位置付けることは妥当ではないか」という答申もいただいたので、役割については変えていきたい、と回答

梓澤委員

今後、より一層、本市の生涯学習を推進する上で、「中央公民館」、「中央図書館」を位置付けることは必要なことだと思う。今回の施設は、本市の生涯学習の拠点となる施設であるので、その役割をしっかりと遂行して更なる生涯学習の推進を図っていただきたいと思う。また、大久保公民館、そして今回、機能集約される屋敷公民館が、これまで担ってきた地域の公民館としての役割、機能をしっかりと継続していただこう、要望する、と要望

藤原生涯学習部主幹

しっかりと生涯学習の拠点として運営し、屋敷公民館の機能集約についても、これまで担ってきた大久保地域・屋敷地域の地域館としての役割も担っていききたい。赤澤委員から話があったように、質の高いサービスの提供と運営を行うために、質が落ちないように民間事業者と連携して取り組むことが重要と考える、と回答

梓澤委員

もう1点質問がある。市民ホールについてであるが、以前、文化ホールを市直営にする際に、どのような催し物でもできるように市長の所有であるが、運営は教育委員会で行うとしたかと思う。今回の案では、市民ホールは教育委員会の施設となっているということは、教育以外の催し物、例えば民間事業者のセミナーや政治活動等には使えないこととなっているのか、と質問

藤原生涯学習部主幹

市民ホールと中央公園については、文化ホールと同様に市長事務局が所管する施設になる。市民ホールについては、今後、正式に市長事務局より協議があって、教育委員会で議決してからになるが、教育委員会が市長事務局より運営・管理の事務委任を受け、運営していくかたちをとる予定のため、これまでどおり市民会館や文化ホールで行われている行事については、市民ホールでも行える、と回答

古本委員

やっと出来上がるということで非常に楽しみである。今までになかった生涯学習複合施設であるため、窓口がどこになるのかとと思っていたが、今の説明では窓口が複数ある中で、また、生涯学習部がすべての運営を担当するというので、非常にわかりやすくなって良いと思う。その一方で、民間事業者との協働になるので、どうしても窓口の問題や業務の棲み分け等が出てくるかと思う。長く務めている市職員や担当者も含めて、「自分はこの施設の担当である」という感覚を持って、利用者にとってわかりやすかつ、便利になるよう働いてほしいと思う。少し心配なこととして、もしも駐車場が溢れて路上駐車が発生し、それについてクレームが来た時に、どのように対処するのか等もある。具体的に、今すぐに対応を説明することはできないと思うが、施設を運営する人間がそれぞれの場合において、両者の立場に立って考えるような対策をすぐにとってほしい。期待しているので、よろしくお願ひしたい、と要望

藤原生涯学習部主幹

確かに複数の施設があり、民間事業者との両輪となつての運営となる。基本的な全体の窓口は指定管理であるため、「習志野大久保未来プロジェクト」が主となる。一方で、教育委員会が民間事業者の市側の窓口になるため、市民の混乱のない利用やトラブル等がないよう、運営していきたいと考えている。期待に応えられるよう、頑張りたい、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が

平成31年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言